

# ARCIST

## TOP NEWS

### アークの定例「フレンドリーサロン」を紹介します

コロナ禍をきっかけに在宅勤務やチャットツールの活用はすっかり定着しましたが、当グループでは社員同士の交流会も数年前から新しいスタイルで実践しています。

「フレンドリーサロン」は、TeamsでのWEB会議で開催する、月に一度の社員交流の機会です。在宅勤務でももちろん参加が可能なので、普段飲み会に参加する機会の少ない者も巻き込んで、オフのコミュニケーションを取る場となっています。

本年度のフレンドリーサロンでは、運営スタッフが司会を務め人気テレビ番組を模した30分程度のトークコンテンツを実施しています。ある社員が今一番夢中になっている趣味・活動などの“みんなが知らない世界”を紹介、また“激レア”な体験からその社員の意外な一面や人生経験を紹介するなど、少しひねった社員紹介を生配信で行っています。特に新入社員がグループ各社に入社した際、なかなか法人をまたいでの新人を交えた交流が難しいこともあります。そんな場面で、新人にとっても社内の雰囲気を感じてもらえる良い機会になっています。

生のコミュニケーションに勝る交流はありませんが、このフレンドリーサロンから実際に声をかけたり、気軽にチャットするきっかけが生まれるといいなと考えています。



## TOPICS

### 資本金劣後ローン(日本政策金融公庫)

新規開業や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業主が対象の「新型コロナ対策資本金劣後ローン」(日本政策金融公庫)を紹介します。

劣後ローンとは他の債権より支払い順位が劣るローンであり、資本金劣後ローンは融資や出資金の特徴を併せ持ち、借入をしても自己資本と見なされる融資制度です。特徴として、通常の融資制度とは異なり業績に連動した利率や期限一括返済を採用しています(利息は毎月支払います)。債務超過を解消し他の金融機関からの融資が受けやすくなります。申込みには専用の事業計画書のご提出が必要となります。ご質問等お気軽にお問い合わせください。

#### ■通常のローン

| 資産 | 負債   |
|----|------|
|    | 新規融資 |
|    | 資本   |

#### ■資本金劣後ローン

| 資産 | 負債          |
|----|-------------|
|    | 資本          |
|    | 資本金劣後ローンを含む |

### 新機能 法人税等の自動ダイレクト納付開始

令和6年4月よりe-Taxの申告等データ送信とあわせて納付手続きが可能になり、ダイレクト納付手続が不要となります。口座引落日は各申告手続の法定期限です。残高不足等で引落しができないと法定期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。なお、法定期限当日に手続をする場合、納税可能額は申告年度ごとに増額予定です。

| 法定期限当日に申告手続きをする日        | 納税額       |
|-------------------------|-----------|
| 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日  | 1,000万円以下 |
| 令和8年4月1日～<br>令和10年3月31日 | 3,000万円以下 |
| 令和10年4月1日以降             | 1億円以下     |

※所得税・贈与税・法人税(地方法人税)・消費税及び地方消費税が利用可能です。

## 「やたらと銀行の支店長に会いに行くのはやめましょう」 （「社長、それやめませんか」より）

前回に続き、令和4年12月に日経BPより出版された私の著書「社長、それやめませんか」より抜粋してお話ししたいと思います。

事業承継においては同族株式の承継だけでなく経営手法についての承継が大切ですが、親が事業を起こした時代と現在では物事の尺度が違いすぎて相談されても回答に困ることが多々あります。そのうちの一つが銀行との付き合いです。税理士としては顧問先の社長と「決算報告」「融資の際の事業計画の説明」「返済ができなくなった時の今後」などで同行することが多いのですが、銀行の対応も時代とともに大きく変化しています。というのも銀行の支店長の仕事そのものが大きく変化しているからなのです。

### ●昔の銀行支店長の1日のイメージ

午前……書類の決裁と部下からの報告  
昼……お客様とランチ  
午後……担当行員と得意先を表敬訪問  
お茶を飲み雑談  
夜……接待したり、されたり  
休日……担当行員をつれて得意先とゴルフ

### ●今の銀行支店長の1日のイメージ

午前……書類の決裁と部下の指導、  
自分自身のタスク確認や作業  
昼……一人で昼食  
午後……単独もしくは担当行員と訪問営業  
（ノルマあり）  
夜……銀行に帰って（自宅で？）残務  
休日……家族と過ごす

昔の支店長は手ぶらで訪問が基本でしたが、今では自らプレゼン資料を持参するケースも見かけます。自らの目標（ノルマ）も設定されているためトップセールスが必要なのです。

### ●聞きたくなる情報を

そんな忙しい支店長でするので銀行にとって有用な情報でないとなかなか耳を貸してくれません。決算報告は担当から情報共有されているので「過去の情報」でなく「今期の見込み」を報告する必要があります。特に赤字の場合は原因と、貸し倒れなどの一過性のものか収益性悪化などの慢性化されたものなのか？それらの対応は十分なのか？など具体的内容を説明する必要があります。



税理士法人  
代表・税理士  
内藤 克

## 東京スカイツリータウンと遺言の見直し

### ●東京スカイツリータウン

皆様はゴールデンウィークをいかがお過ごしでしたでしょうか。

私とは言えば、名古屋から娘夫婦と孫が来たので、日ごろマンションのリビングから見ているけど、あまり行ったことがなかった東京スカイツリータウンに行ってきました。ちょうど「台湾祭in東京スカイツリータウン2024」というイベントが開催されていました。パンフレットによりますと、台湾の食を通じて台湾を体験することで、日本と台湾の交流に貢献したいというイベントだそうです。

台北3大夜市のひとつの「寧夏夜市」（ニンシャー・イエシー）とコラボしていて、台湾のランタンの下で、「魯肉飯」（ルーローファン）、特大唐揚げの「大鶏排」（ダージーパイ）、「胡椒餅」（フージャオピン）などをつまみに、日本ではめずらしい台湾ビール

をいただきました。「寧夏夜市」（ニンシャー・イエシー）とは台北市の夜市で、寧夏路沿いに食べ物屋台が並ぶ人気のナイトマーケットだそうです。当日は風の強いなか、大勢の人々が集まって大盛況でした。

### ●遺言制度の見直し

現行制度の自筆証書遺言については「財産目録を除く全文、日付及び氏名を自書し、押印しなければならない」と定められています。これは遺言者の真意に基づくものであることを確保し、偽造・変造を防止する趣旨であるとされています。（法務省民事局）

これについて、令和4年6月の閣議決定で「国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること」と定めら

れました。

これをもとに、下記の事柄について遺言のデジタル化が検討されています。

- ・遺言の本文の在り方（手書きスキャン等）
- ・本人が作成したこと担保の在り方（電子署名、録音、録画等）
- ・他人による改変の防止の在り方（電子署名、保管の仕組み等）
- ・押印の在り方（不要か否か）

遺言者の真意に基づくものであることを担保し、現行の自筆証書遺言の要件をどこまで緩和することができるのか、検討が進んでいます。



司法書士事務所  
司法書士  
西田 誠

## 4人

4人、社労士法人の2024年採用目標人数です。2024年6月現在目標達成率75%。手前味噌ですが、良い人材を採用することができました。

以下は、全社員が参加し、ミスマッチのない採用を成功させるための5つのポイントです。皆様の採用活動の参考になれば幸いです。

### ●社員全員で採用活動をする

採用活動の目的は「採用」することで「選考」することではない。当たり前のことですが、ハッとします。求職者が多くの社員と話すことで入社後のイメージを持ってもらうため全社員で採用活動を行いました。その際、担当者ごとに、①役割（進行／会社説明）、②コミュニケーションコンセプト（落ち着いた／親しみやすさ）、③トーク内容（方針や制度／具体的なエピソード）など、大まかな役割を

決めて臨みました。

### ●採用面接の心得

採用とは、選び、選ばれることです。そのためには、面接官が丁寧に対応して、話をきちんと聞き、仕事のやりがいを伝える必要があります。面接官の質問力も大切です。そこで、採用すべき人物像、応募書類は面接の進行を考える資料であることを共有して、どのように話を掘り下げ、面接を組み立てるかなど、面接の流れとポイントを共有しました。

### ●採用すべき人物像

入社後に能力を発揮してもらうためには、仕事に向かう姿勢とカルチャーにミスマッチがないことが重要です。ARCのVisionとMissionを実現するために、責任とプライド持ち、最善策を考え、新たな仕事に前向きな姿勢で取り組むために、社員に求める姿勢（コアマインド）を再確認しました。

### ●望ましい素養とスキル

当社で活躍するための望ましい素養とスキルを明確にして採用面接シートを作成しました。面接シートは、お客様と良好な関係構築（意図を理解する力）、主担当者として業務遂行（正確性、スケジュール管理）ができそうかなど、評価項目ごとに面接官の目線を合わせて数値化できるようにしました。

### ●応募者からの質問

応募者から選ばれるために必要な時間です。質問にはできるだけ具体的な事例を交えながら、素直に答え、仕事のやりがいを伝えることを心掛けました。



社会保険労務士法人  
代表・社労士  
碓井 健一

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534

司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534

<http://s-arc.com/>

社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541